

「取引所株価指数証拠金取引説明書」の一部改正について

下線部変更

(平成28年11月21日)

現 行	変 更 後
<p>取引所株価指数証拠金取引の仕組みについて            ☆～☆ (省 略)            ☆税金の概要            個人のお客様が行った取引所株価指数証拠金取引で発生した益金(手仕舞いで発生した売買差益、金利相当額および配当相当額をいいます。以下同じ。)は、「<u>雑所得</u>」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。また、損失額については、一定要件の下、翌年以降3年間繰越すことができ、他の先物商品との間での損益通算を行うことが可能です(詳細については、税務当局または税理士等の専門家にご確認下さい。)</p> <p>(省 略)</p> <p>金融商品取引業者である当社の概要等            および苦情受付・苦情処理・紛争解決            (1)～(2) (省 略)            (3) お問い合わせ・苦情受付窓口            (省 略)</p> <p>サポートセンター            〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目6番21号            TEL 0120-729-365            受付時間：土日、元日を除く8時～<u>21</u>時</p> <p>(以下省略)</p> <p style="text-align: right;">平成28年6月27日</p>	<p>取引所株価指数証拠金取引の仕組みについて            ☆～☆ (現行どおり)            ☆税金の概要            個人のお客様が行った取引所株価指数証拠金取引で発生した益金(手仕舞いで発生した売買差益、金利相当額および配当相当額をいいます。以下同じ。)は、「<u>先物取引に係る雑所得等</u>」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。また、損失額については、一定要件の下、翌年以降3年間繰越すことができ、他の先物商品との間での損益通算を行うことが可能です(詳細については、税務当局または税理士等の専門家にご確認下さい。)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>金融商品取引業者である当社の概要等            および苦情受付・苦情処理・紛争解決            (1)～(2) (現行どおり)            (3) お問い合わせ・苦情受付窓口            (現行どおり)</p> <p>サポートセンター            〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目6番21号            TEL 0120-729-365            受付時間：土日、元日を除く8時～<u>18</u>時</p> <p>(以下現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">平成28年11月21日</p>